

阿賀野市告示第90号

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年5月20日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市定期予防接種事業実施要綱（平成25年阿賀野市告示第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

| | |
|---------|---------------------|
| 子宮頸がん予防 | 小学6年生から高校1年生相当の年齢の者 |
|---------|---------------------|

」

を

「

| | | |
|---------|---------------------|---|
| 子宮頸がん予防 | 小学6年生から高校1年生相当の年齢の者 | |
| | 特例対象者 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間（以下「特例接種期間」という。）の接種に限る。 (1) 平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた者 (2) 特例接種期間中に新たに対象から外れる平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 (3) 特例接種期間中に新たに対象から外れる平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた者 (4) 過去に1回または2回の接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた者 |

」

に改める。

附 則

この告示は、令和4年5月20日から施行し、改正後の阿賀野市定期予防接種事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。